

山形市有屋内体育施設の一部利用制限等の変更について

(令和3年4月27日以降)

緊急事態宣言発出後、施設利用に係る感染拡大防止を図るため、市有施設（屋内運動施設）の一部利用制限を4月2日より実施しておりましたが、4月25日の緊急事態宣言解除を受け、下記の通り変更いたします。

記

1 一部利用制限等の変更内容

施設の名称		期間	制限変更内容
山形市総合スポーツセンター	第二体育館、武道場、弓道場 (第一体育館は工事中の為閉館中)	4/27 (火) から	・新規受付(団体)を再開 ・個人利用停止は継続
	屋内プール	4/27 (火) から	・新規受付(団体)を再開 ・個人利用停止は継続
		5/11 (火) から	・個人利用を再開
	トレーニングルーム	5/11 (火) から	・個人利用を再開
	きらやかスタジアム屋内練習場		・新規受付(団体)を再開
市内体育館等	福祉・南部・江南・沼の辺体育館 山形市弓道場	4/27 (火) から	・新規受付(団体)を再開 ・個人利用停止は継続

※ 従来からの対策を継続するもの

- ・ 更衣室等の利用不可、施設利用時の名簿記入、飲食等の禁止
- ・ 各競技団体等が策定する感染防止対策に関する指針等の遵守

2 その他

- ・ 今後の状況によっては、内容を変更になる場合があります。

指定管理者 (公財) 山形市スポーツ協会